

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津美里町長 杉山 純一

市町村名 (市町村コード)	会津美里町 (07447)
地域名 (地域内農業集落名)	田中地区 (田中)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5年 12月 14日 (第 2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当該集落は、昭和43年から昭和53年にかけて区画整理事業が行われ、平坦地に位置することから主に水稻を中心とした農業が行われてきた。また、主食用水稻以外では、いんげん、アスパラガスなどの園芸作物や柿などの果樹が栽培されている。

・集落内の耕作者は30代から80代と年齢幅が広く、認定農業者は複数いるが後継者不足や農業者の高齢化により、若い担い手の育成と確保が必要である。

・集落外からの大規模農家(個人、法人)の入作を受け入れているが、畦畔及び水路の適正管理が行われていない。

・基盤整備事業完了から40年以上が経過していることから、農業用施設(農道・水路)の老朽化により計画的な補修が必要になってきている。

【地域の基礎的データ】農業者:20人(うち50歳代以下1人) 認定農業者:4人 新規就農者:0人
主な作物:水稻(飼料用米含む)

(2) 地域における農業の将来の在り方

・経営規模については、現状維持を志向する経営体が多いが、規模拡大を志向する経営体も複数存在する。規模拡大に意欲的な地区内外の担い手へ農地中間管理事業等を活用し、農地の集積・集約化を進めることで農作業の効率化を図る。

・集落内の農村環境を維持するため、農道及び水路については自治区と耕作者(入作者含む)が一体となって保全に努め、基盤整備を実施した農地については荒廃を防止する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	71.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	71.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・多面的機能支払交付金の認定農用地区域を農業上利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・「町農業委員会と連携を密にし、農地中間管理機構を通じて集落内の認定農業者や経営拡大を希望する農業者へ農地の集積・集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業を活用する予定はないが、集落や耕作者の意向を踏まえて多面的機能支払交付金を活用し、農道・水路の簡易整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後、後継者不足や高齢化による農業従事者の減少により農地の保全管理が困難になる可能性があるため、自治区並びに既存の多面的機能支払交付金の活動組織がサポートしていき、地域ぐるみで持続可能な地域農業の実現を目指していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内の担い手による作業委託を進め、農作業の効率化等を図り農業経営を維持できる体制をつくる。 ・耕作放棄地を防止するため、JAへそばの作業受委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
⑦多面的機能支払交付金事業と連携し、適切な農地や農道・水路の維持管理を行う。また、集落外からの入作者に畦畔及び水路等の適正管理を求める。				